

令和 8 年度

第 1 回

長崎市中央卸売市場取引運営委員会
会議資料

長崎市中央卸売市場
管理棟 2 階会議室
令和 8 年 9 月 1 4 日（月）
午後 2 時開催

目 次

【報告事項】

- | | | |
|---|------------|-------------|
| 1 | 中央卸売市場の概要 | ・・・ P 1 ～ 2 |
| 2 | 取引及び運営について | ・・・ P 3 ～ 8 |

別冊 1

【参考資料】

- 九州管内中央卸売市場（青果）の取扱高推移
- 九州管内中央卸売市場の第三者販売、直荷引きの状況

別冊 2

長崎市市場事業経営戦略

1 中央卸売市場の概要

(1) 目的及び役割

中央卸売市場とは、私達の毎日の食生活に欠かせない生鮮食料品などを全国各地から多種多量に集め、せり等の取引により適正な価格をつけて、安定的に消費者に供給する流通拠点である。

- ・全国中央卸売市場数(R8. 4. 1 現在)
→ 64 (39 都市) うち青果 50 (38 都市)
- ・全国市場経由率(R4 年度) → 50.5%
- ・国産青果物の市場経由率(R4 年度) → 72.4%

(2) 市場関係者

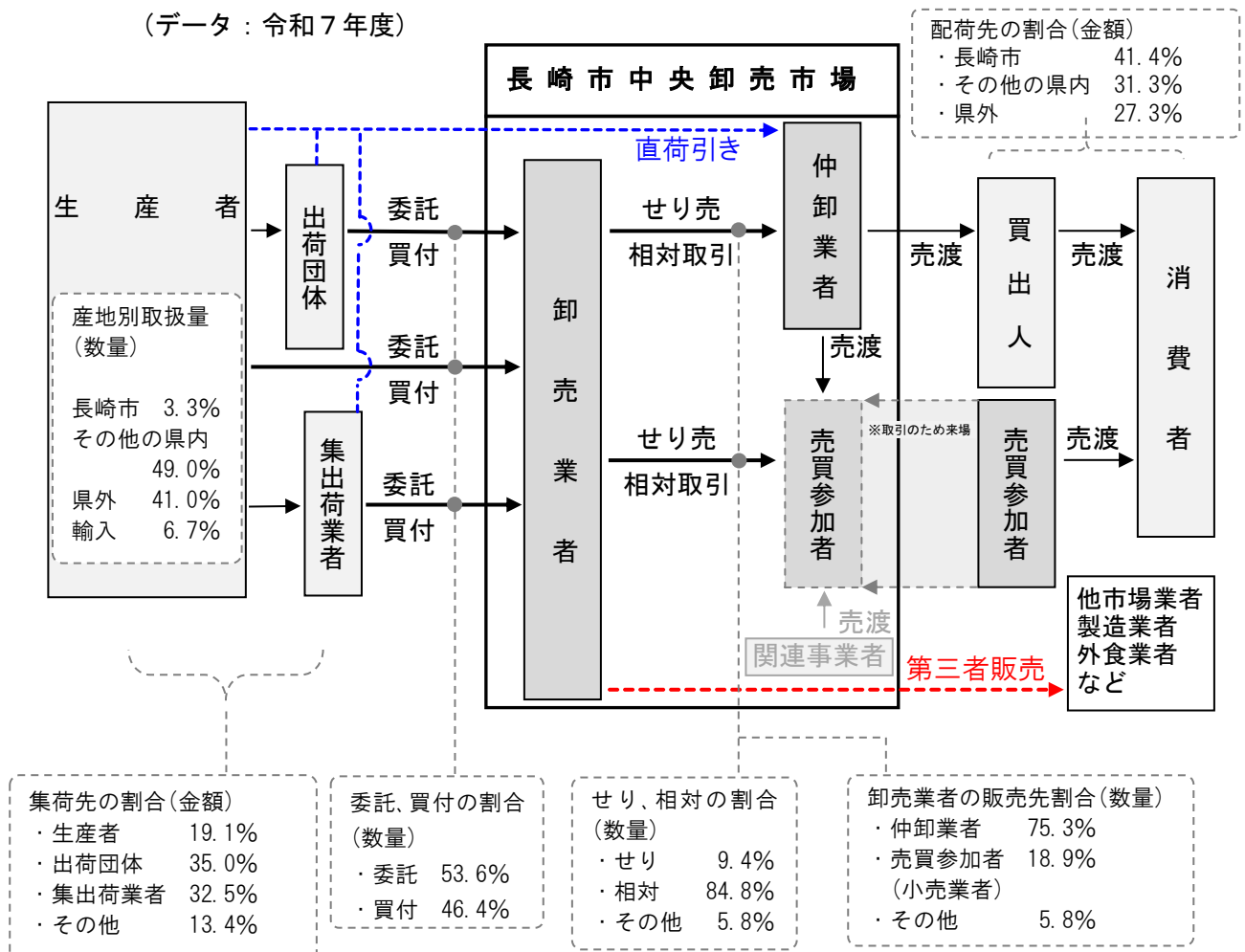
(()) 内 前年度増減

	R5. 4. 1 時点	R6. 4. 1 時点	R7. 4. 1 時点	R8. 4. 1 時点
卸売業者	1 社	1 社	1 社	1 社
仲卸業者	16 社	18 社 (+2)	17 社 (▲1)	15 社 (▲2)
売買参加者	128 業者	115 業者 (▲13)	112 業者 (▲3)	107 業者 (▲5)
関連事業者	10 業者	9 業者 (▲1)	9 業者	9 業者

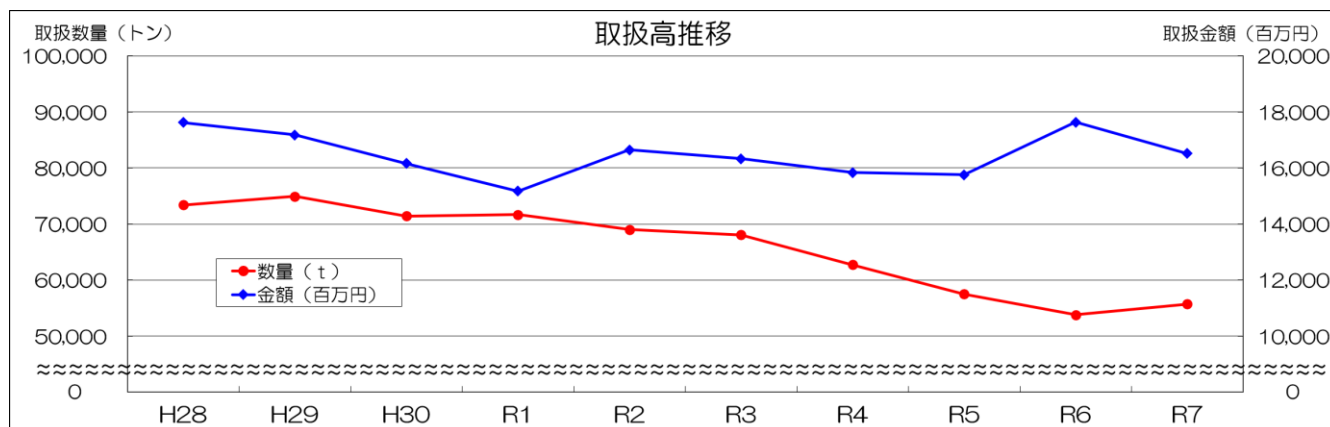
(3) 青果物の流通経路

(データ：令和7年度)

※配荷先の割合は集計前のためR6年度のデータ



(4) 年度別取扱高状況



	野 菜		果 実		総取扱高		前年度比(%) (総取扱高)	
	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)	数量(%)	金額(%)
H24年度	59,898	9,766,108	21,463	5,463,571	81,361	15,229,679	101.5	93.4
H25年度	61,394	10,376,368	21,297	5,522,665	82,691	15,899,033	101.6	104.4
H26年度	57,211	9,915,796	20,316	5,512,431	77,527	15,428,227	93.8	97.0
H27年度	56,061	11,303,726	18,336	5,792,628	74,397	17,096,354	96.0	110.8
H28年度	55,427	11,857,490	17,958	5,764,608	73,385	17,622,098	98.6	103.1
H29年度	56,133	11,436,868	18,809	5,744,431	74,942	17,181,299	102.1	97.5
H30年度	53,308	10,406,766	18,126	5,760,246	71,434	16,167,012	95.3	94.1
R元年度	53,768	9,564,985	17,883	5,605,693	71,651	15,170,678	100.3	93.8
R 2年度	51,333	10,490,522	17,679	6,153,501	69,012	16,644,023	96.3	109.7
R 3年度	49,726	9,961,772	18,356	6,367,479	68,082	16,329,251	98.7	98.1
R 4年度	46,552	9,779,117	16,200	6,055,976	62,752	15,835,093	92.2	97.0
R 5年度	42,937	9,668,735	14,568	6,083,920	57,505	15,752,655	91.6	99.5
R 6年度	40,444	11,007,072	13,339	6,631,412	53,783	17,638,484	93.5	112.0
R 7年度	41,152	9,951,393	14,558	6,570,009	55,710	16,521,402	103.6	93.7

※改正卸売市場法施行 (R2. 6. 21) による新たな集計方法により取扱高を記載。

※取扱数量については、人口減少による需要の減や産地における作付面積の減により、年々減少傾向にある。令和6年度は天候不順等により、野菜・果実ともに数量減の単価高となったが、令和7年度は昨年度の反動もあり、数量増の単価安となった。

2 取引及び運営について

(1) 規制緩和した取引のモニタリングについて

市場外取引の増加や生活スタイルの多様化に伴い、市場の役割や生鮮食料品の流通環境の変化が進み、法の規定が実態と合っていない状況となっていたことから、各市場の実態に即した柔軟なルール設定が必要となり、共通の取引ルール以外は、関係者の意見を聴いたうえで、市場の実態に即し、柔軟に設定できることとなった。

- ・ 公布日 平成 30 年 6 月 22 日
- ・ 施行日 令和 2 年 6 月 21 日

○ 取引ルールの規制緩和

承認が必要であった取引については、取引を行った月の翌月に報告とした。

	取引ルール	改正前	改正後
ア	第三者販売の禁止 (卸売業者は、仲卸業者、売買参加者以外に卸売してはならない。)	承認	報告
イ	直荷引きの禁止 (仲卸業者は、卸売業者以外から商品を仕入れてはならない。)	承認	報告
ウ	商物一致の原則 (卸売業者は、市場内にある物品以外を卸売してはならない。)	承認	報告

ア 第三者販売

(数量：t)

年度	市場内販売 A	第三者販売 B	割合 $B/(A+B) \times 100$
令和 2 年度	65,340	2,119	3.14%
令和 3 年度	65,164	2,918	4.29%
令和 4 年度	59,838	2,914	4.64%
令和 5 年度	54,665	2,840	4.94%
令和 6 年度	51,307	2,476	4.60%
令和 7 年度	52,472	3,238	5.81%

※第三者販売のモニタリングのポイントは、市場内販売に必要な数量分から第三者販売へ優先的に回すことがないか等だが、第三者販売先は主に県外であること、また、主な品目がブロッコリーで、卸売業者が生産者と契約し買付を行っているものであることから、第三者販売による市場内取引への大きな影響は見られず、長崎市場を優先した取引が行われているものと分析する。

イ 直荷引き

(数量：t、金額：千円)

年度	実施 業者数	直荷引き 数量	金額 (税抜)	主な品目	全体数量※2に 占める割合
令和2年度※1	12社	279	87,952	レタス、馬鈴薯 バナナ、メロン	0.40%
令和3年度	13社	317	98,700	生姜、もやし バナナ、メロン	0.46%
令和4年度	14社	383	104,293	生姜、レタス バナナ、メロン	0.61%
令和5年度	11社	471	123,023	レタス、白菜 バナナ、マンゴー	0.82%
令和6年度	11社	664	161,191	玉ねぎ、白菜 バナナ、りんご	1.22%
令和7年度	10社	471	156,142	玉ねぎ、馬鈴薯 バナナ、りんご	0.84%

※1 令和2年4月1日から6月20日までに直荷引き承認申請なし

※2 全体数量＝卸売業者の総取扱数量＋直荷引き数量

※ 規制緩和により直荷引きの数量は増加傾向にあるものの、全体数量に占める割合は1%前後であり、市場内取引への大きな影響は見られない。

ウ 商物分離

報告実績なし

(参考) せり・相対の状況

(金額ベース)

年 度	長崎市 割合		全国 割合	
	せり	相対	せり	相対
平成11年度	65.9%	34.1%	46.3%	53.7%
平成16年度	43.5%	56.5%	25.3%	74.7%
平成21年度	29.9%	70.1%	17.7%	82.3%
平成26年度	20.4%	79.6%	11.2%	88.8%
令和元年度	12.7%	87.3%	8.8%	91.2%
令和2年度	9.8%	90.2%	8.5%	91.5%
令和3年度	9.2%	90.8%	8.1%	91.9%
令和4年度	9.0%	91.0%	7.3%	92.7%
令和5年度	8.3%	91.7%	7.1%	92.9%
令和6年度	8.4%	91.6%	－	－
令和7年度	9.0%	91.0%	－	－

(参考：市場法改正)

- ・昭和46年(1971年) 卸売市場法施行時「せり・入札の原則」
- ・平成11年(1999年) 「せり・入札の原則」の廃止

(2) 経営戦略の進捗管理について

ア 策定の目的

長崎市中央卸売市場においては、施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少による取扱高の減少に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しつつあることから、経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営の健全化を図るため、令和3年3月に長崎市中央卸売市場事業経営戦略を策定した。

「経営戦略」とは、公営企業の経営にあたり、総務省が示したひな形や記載例に基づき作成したもので、一般的にいう戦略に盛り込むべき、経営の健全化に向けた方策や将来市場のビジョンなどの記載項目は設けていない。

イ 計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間

ウ 経営戦略の内容（全10ページの抜粋）

（ア）将来の事業環境

a 取扱高の見通し

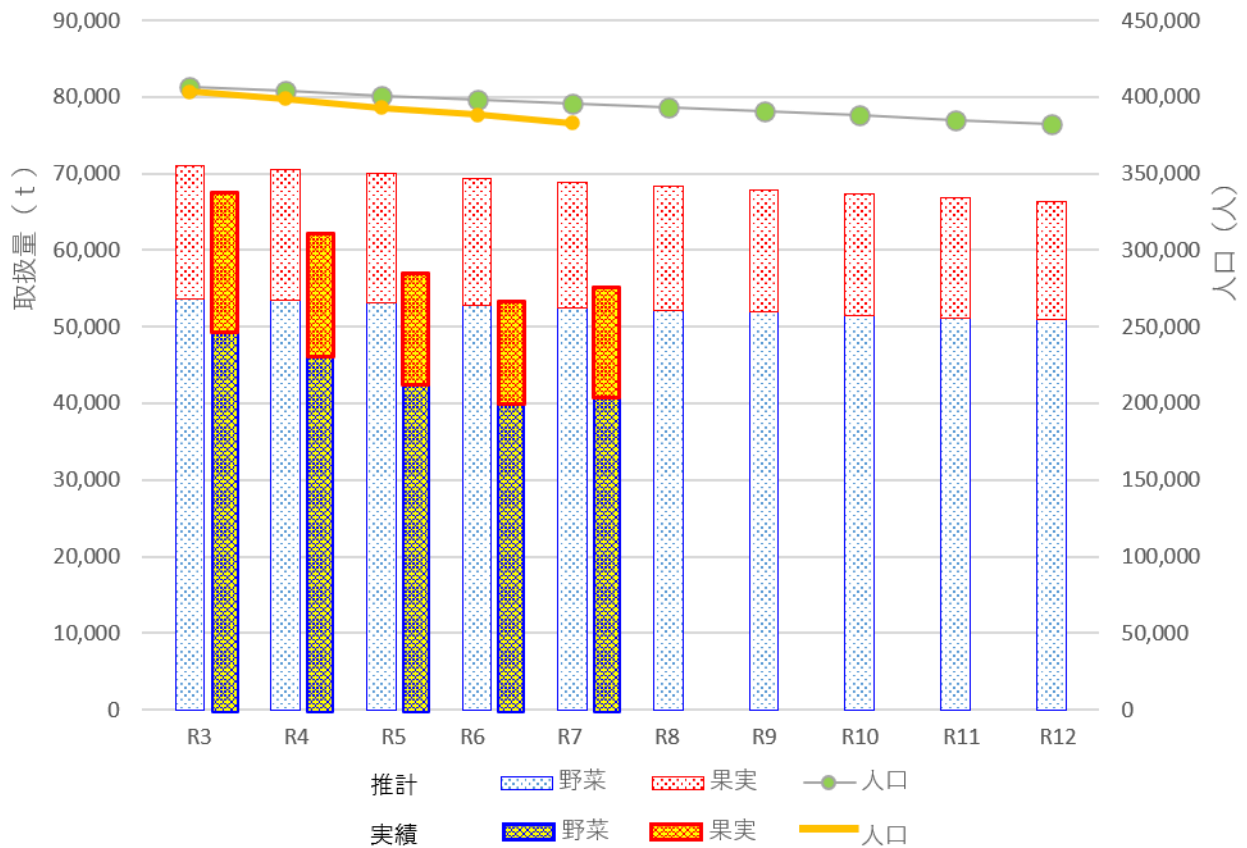
卸売業者及び仲卸業者の計画（目標）、過去の実績及び人口減少率等により推計。

◎人口減少の影響が大きく、10年間で約7%減少（見込み）

- ・ 減の要因：人口減少、流通多様化及び中食※利用など
- ・ 増の要因：卸売市場法の改正による取引の自由化

※中食とは、市販の弁当や惣菜、調理品を食べる食行動をいい、主に市場外流通の青果物を使用。

取扱量（t）と長崎市人口の推計



取扱高の見通し

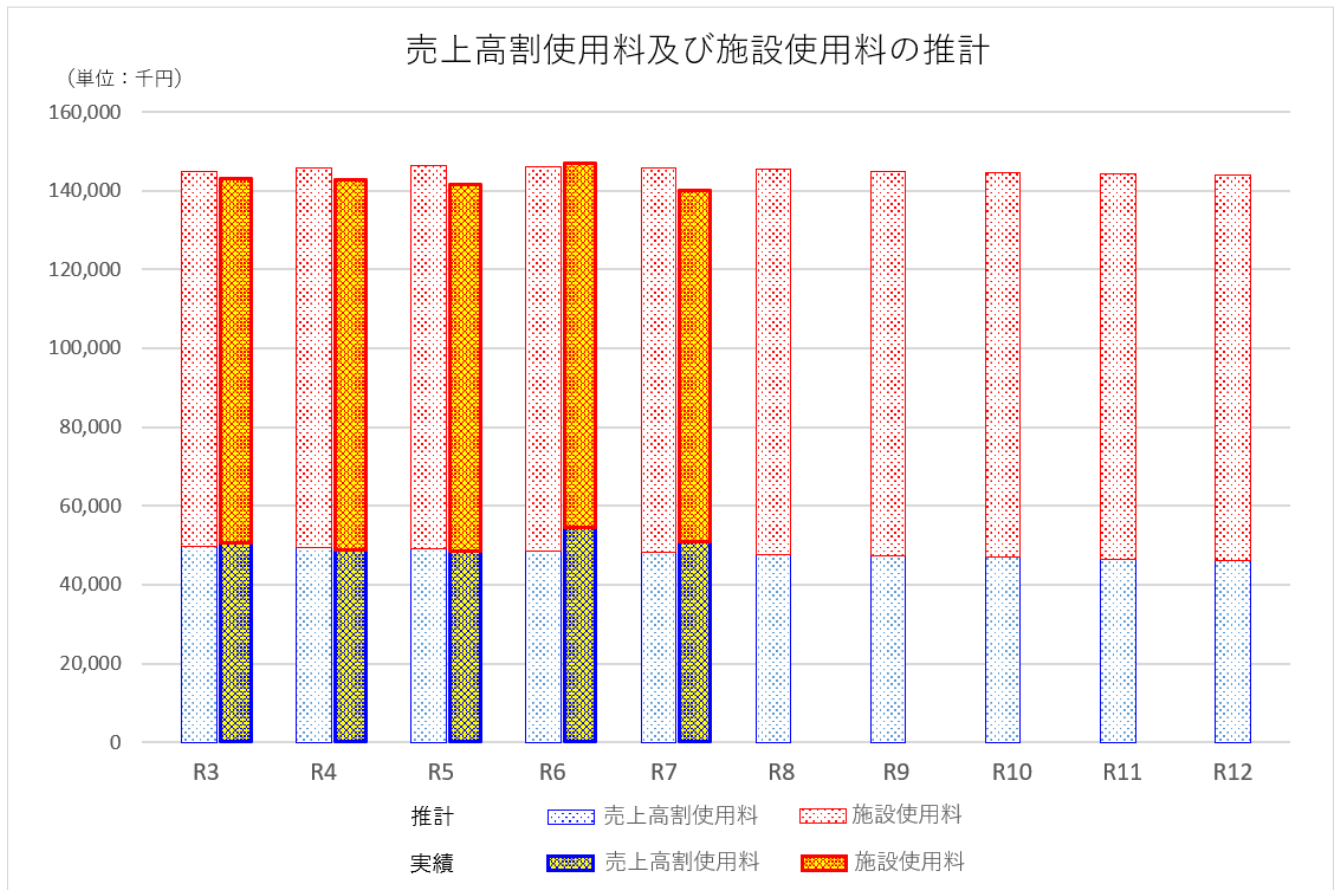
(数量：t)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
推計	野菜	53,704	53,448	53,094	52,753	52,442	52,145	51,878	51,512	51,173	50,912
	果実	17,339	17,098	16,865	16,641	16,425	16,218	16,017	15,822	15,634	15,453
	計	71,043	70,546	69,959	69,394	68,868	68,363	67,896	67,334	66,807	66,365
	人口	406,675	403,903	401,131	398,359	395,586	392,970	390,371	387,789	385,224	382,504
実績	野菜	49,726	46,552	42,937	40,444	41,152					
	果実	18,356	16,200	14,568	13,339	14,558					
	計	68,082	62,752	57,505	53,783	55,710					
実績－推計	野菜	▲3,978	▲6,896	▲10,157	▲12,309	▲11,290					
	果実	1,017	▲898	▲2,297	▲3,302	▲1,867					
	計	▲2,961	▲7,794	▲12,454	▲15,611	▲13,158					
実績/推計	野菜	92.6%	87.1%	80.9%	76.7%	78.5%					
	果実	105.9%	94.7%	86.4%	80.2%	88.6%					
	計	95.8%	89.0%	82.2%	77.5%	80.9%					
実績	人口	403,628	398,747	393,052	388,261	383,154					

ｂ 使用料収入の見通し

◎10年間で約1%減（見込み）

- ・売上高割使用料：約7%減
- ・施設使用料：約3%増



(単位：千円)

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
推計	売上高割使用料	49,763	49,452	48,990	48,549	48,130	47,735	47,358	46,939	46,537	46,183
	施設使用料	95,199	96,230	97,353	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634	97,634
	計	144,962	145,682	146,343	146,183	145,764	145,369	144,992	144,573	144,171	143,817
実績	売上高割使用料	50,515	48,713	48,542	54,525	51,013					
	施設使用料	92,556	94,069	93,193	92,617	89,080					
	計	143,071	142,782	141,735	147,142	140,093					
実績－推計	売上高割使用料	752	▲739	▲448	5,976	2,883					
	施設使用料	▲2,643	▲2,161	▲4,160	▲5,017	▲8,554					
	計	▲1,891	▲2,900	▲4,608	959	▲5,671					
実績/推計	売上高割使用料	101.5%	98.5%	99.1%	112.3%	106.0%					
	施設使用料	97.2%	97.8%	95.7%	94.9%	91.2%					
	計	98.7%	98.0%	96.9%	100.7%	96.1%					

エ 進捗管理等

(ア) 施設管理

維持管理コストの抑制を図るため、計画的な維持補修を行う。

(イ) 事後検証、改定等

卸売市場を取り巻く環境の変化に対応するため、毎年度、進捗管理を行うとともに、見直しが必要と判断した場合は更新する。(P D C A)

なお、取扱高等の見通しに対し実績が低い状況であり、今年度は経営戦略の改定を行う予定である。改定は当委員会で意見を聴取したうえで、直近の議会への説明を行う。

(3) 立入検査について

ア 卸売業者への立入検査（令和6年度実施）

(ア) 対象業者 卸売業者1社

(イ) 検査日程 通告 令和7年1月21日
現物検査 令和7年1月23日
本検査 令和7年2月3日～10日

(ウ) 検査員 5名（開設者職員）

(エ) 検査事項

a 業務検査

・令和6年度特定日の取引を中心に、業務に関する事項の検査

b 財務検査

・令和5年度の財務に係る事項の検査

c 法令順守

・労働基準法等、関係法令の順守体制についてヒアリング

イ 仲卸業者への立入検査（令和7年度実施）

(ア) 対象業者 仲卸業者2社

(イ) 検査時期 令和8年1月～3月

(ウ) 検査日程 1社あたり2週間程度

(エ) 検査員 1社あたり2名（開設者職員）

(オ) 検査事項

a 業務検査

・令和7年度特定月の直荷引き取引に関する帳票類の検査
・兼業業務（帳合取引）に関する帳票類の検査

b 財務に関する助言

・専門家による経営分析結果の伝達、助言

c 事業継承の考え方についてヒアリング